改 定 案	現行	
補助金等に関する基本方針	補助金等に関する基本方針	
(平成 24 年 9 月策定)	(平成 24 年 9 月策定)	
(平成 27 年 3 月改定)	(平成 27 年 3 月改定)	
(平成 29 年 11 月一部改定)	(平成 29 年 11 月一部改定)	
(令和3年3月改定)	(令和3年3月改定)	
<u>(令和7年3月改定)</u>		
はじめに	はじめに	
本市では、第1次・第2次行財政改革大綱に基づき、平成17年に	本市では、第1次・第2次行財政改革大綱に基づき、平成17年に	
「補助金の見直し指針」、平成 24 年には「補助金等に関する基本方	「補助金の見直し指針」、平成 24 年には「補助金等に関する基本方	
針」(以下「基本方針(初版)」という。)を策定し、旧町から引き継が	針」(以下「基本方針(初版)」という。)を策定し、旧町から引き継が	
れた補助金の不均衡の平準化、交付基準の統一及び個々の補助金等の	れた補助金の不均衡の平準化、交付基準の統一及び個々の補助金等の	
見直しに取り組み、	_ 見直しに取り組みました。	
第3次 <u>以降の</u> 行財政改革大綱では、公益上の必要性の観点から見	続く第3次行財政改革大綱では、公益上の必要性の観点から	
直しの検討・実施を進め、適切な制度運用と歳出の抑制を推進し、	見直しの検討・実施を進め、適切な制度運用と歳出の抑制を推進して	
	いるところです。	
	また、令和3年度を取組期間の初年度とする行財政改革大綱(以下	
	「第4次大綱」という。) で施策の選択と行政資源(人・物・金・時	
間) の集中の観点から事務事業の最適化に向けた取組を進めることと	間)の集中の観点から事務事業の最適化に向けた取組を進めることと	
しています。	しています。	
補助金等は、市の行政目的を達成するための手法として極めて有効	補助金等は、市の行政目的を達成するための手法として極めて有効	
であり、様々な公共的な市民活動の活性化や行政課題の解決のために	であり、様々な公共的な市民活動の活性化や行政課題の解決のために	

適切に活用する必要がありますが、その交付の前提である公益上の必要性を確保するためには、市民や市民団体などの多様な主体と行政の「協働の推進」を前提に、市民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性・透明性に留意した運用を徹底するとともに、絶えず個々の補助金等の効果や成果を評価し、さらに効果的かつ効率的に助成成果が得られるように見直しを行うことが必要です。

	補助金等の創設や見直しを行う際に適切な判断
を行うための	っのであり、本方針を基に補助金等の適正化を図るもの

です。

本方針は、

第1章 補助金等の現状と課題

- 1 補助金等の見直しの必要性と課題
- (1)補助金等の見直しの必要性

さまざまな公共サービスの維持・向上によるまちづくりを進め、 市民生活を将来にわたって支えていくためには、限られた行政資源 の効果的な活用が必要となっており、補助金等についても、助成に よる施策目標の達成成果の最大化を求めて、引き続き見直しを行う 必要があります。

現行

適切に活用する必要がありますが、その交付の前提である公益上の必要性を確保するためには、市民や市民団体などの多様な主体と行政の「協働の推進」を前提に、市民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性・透明性に留意した運用を徹底するとともに、絶えず個々の補助金等の効果や成果を評価し、さらに効果的かつ効率的に助成成果が得られるように見直しを行うことが必要です。

本方針は、第4次大綱に基づき、これまでの取組や成果を踏まえて 改定するものであり、補助金等の創設や見直しを行う際に適切な判断 を行うための 基本方針として策定するもの です。

第1章 補助金等の現状と課題

- 1 補助金等の見直しの必要性と課題
- (1)補助金等の見直しの必要性

本市最大の財源である普通交付税の合併特例措置は令和元年度で終了しましたが、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費をはじめ、公共施設等の老朽化による維持管理経費、地方公営企業会計・特別会計への繰出金等が増加傾向にある中、引き続き行財政改革を着実に実施しなければならない状況にあります。

また、市民ニーズの多様化など行政に求められる役割は、ますま す複雑・高度化しています。それらに対応するためには、限られた 改定案 現行

(2)課題

補助金等は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、 市民団体等が行う公益性のある事業を助成することによりその促 進・発展を図るなどのために交付するものであり、行政目的を効果 的かつ効率的に達成するうえで大きな役割を持っていますが、一方 で、次のような弊害や課題が挙げられます。

- ・補助金等の種類・性格が多岐にわたる中で、根拠例規の未整備 や不備もあることから、市民にとって分かりにくい。
- ・所管・事業ごとに縦割り的に細分化されており、団体助成における小額の補助金等も少なくなく、非効果的・非効率的である。
- ・いったん補助金等が創設されると、効果や成果の検証が不十分 なまま長期にわたり存続しがちで、硬直化している。
- ・交付先が限定されるなど、補助金等の交付団体とそうでない団体との公平性の問題が生じている。
- ・交付が長期化・固定化することにより既得権化し、社会情勢が 変化してもなかなか見直せなくなる。

行政資源の効果的な活用が必要となっており、補助金等について も、助成による施策目標の達成成果の最大化を求めて、引き続き見 直しを行う必要があります。

(2)課題

補助金等は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、 市民団体等が行う公益性のある事業を助成することによりその促 進・発展を図るなどのために交付するものであり、行政目的を効果 的かつ効率的に達成するうえで大きな役割を持っていますが、一方 で、次のような弊害や課題が挙げられます。

- ・補助金等の種類・性格が多岐にわたる中で、根拠例規の未整備 や不備もあることから、市民にとって分かりにくい。
- ・所管・事業ごとに縦割り的に細分化されており、団体助成における小額の補助金等も少なくなく、非効果的・非効率的である。
- ・いったん補助金等が創設されると、効果や成果の検証が不十分 なまま長期にわたり存続しがちで、硬直化している。
- ・交付先が限定されるなど、補助金等の交付団体とそうでない団体との公平性の問題が生じている。
- ・交付が長期化・固定化することにより既得権化し、社会情勢が 変化してもなかなか見直せなくなる。

改定案 現行 ・補助金等の交付団体が団体運営や事業展開で補助金等に依存し ・補助金等の交付団体が団体運営や事業展開で補助金等に依存し がちとなり、団体としての自主性、自立性が損なわれがちであ がちとなり、団体としての自主性、自立性が損なわれがちであ る。 ・交付する行政側が交付することで目的が達せられたとし、補助 ・交付する行政側が交付することで目的が達せられたとし、補助 金等の交付の効果・成果が不透明である。 金等の交付の効果・成果が不透明である。 補助金等の財源は、市民からの税金等で賄われていることから、 補助金等の財源は、市民からの税金等で賄われていることから、 その使途については、市民への説明責任が果たせるものでなければ その使途については、市民への説明責任が果たせるものでなければ なりません。したがって、市は補助金等の適正な執行を確保するた なりません。したがって、市は補助金等の適正な執行を確保するた め、適法性、効率性、有効性など様々な視点から、その妥当性を検 め、適法性、効率性、有効性など様々な視点から、その妥当性を検 証していく必要があります。 証していく必要があります。 2 京丹後市における補助金等の見直しの経緯と課題 2 京丹後市における補助金等の見直しの経緯と課題 (1)見直しの経緯 (1) 第1次行財政改革における総括 第1次行財政改革においては、「補助金交付基準の策定」「補助金総 額の設定」「市民参加による審査・評価委員会の設置」を3つの柱とし て補助金の見直しに取り組み、その成果及び課題について次のとおり

総括しています。

改 定 案	現行
	(5)補助金の適正化
	補助金の見直しは、合併後の課題解消の主要課題の一つであ
	り、補助金の不均衡是正と補助金総額の抑制の取組でした。
	このため、「補助金の見直し指針」を策定して、見直しの基
	本方針と補助金交付基準を示し、市民参加による補助金評価を
	行って、バラツキのあった補助金の平準化と統一に取り組みま
	<u>した。</u>
	補助金の総額抑制では、一律カット・積戻し方式による歳出
	抑制を3年間実施した後、枠配分方式を導入しましたが、市民
	生活の下支えとなっている補助金が多いため、本市の経済情勢
	<u>において一定以上の削減は難しく、削減目標を達成することは</u>
	<u>できませんでした。</u>
	また、補助金体系の見直しでは、既存の補助金を一旦白紙化
	<u>し「京丹後市として一から補助金を創り出す」という考えのも</u>
	と、市が施策推進として交付する「施策的補助金」と市民の地
	域力を高めることを目的とした「公募型補助金」による補助金
	<u>体系に再構築し、市民活動等に対する支援方策を整備しまし</u>
	<u>t</u>
	なお、平成21年度には、世界同時不況による産業・雇用支
	援緊急対策の財源を確保するため、職員給与の給与カットとあ
	わせてイベント補助金の1年間休止措置を実施しました。
	このように、今日の厳しい経済情勢の中では、補助金は、市
	民生活を効果的に支援できるものであり、今後の状況を見極め
	ながら、有意義に効果を発揮するよう臨機の見直しが必要であ
	<u>ると考えます。</u>
第1次行財政改革における補助金の見直しでは、「補助金の見直	第1次行財政改革における補助金の見直しでは、「補助金の見直し

し指針(平成17年10月策定:計画期間平成21年度末まで)」を策

定し、その中で「補助金交付基準」を定めて、補助率や補助対象経

指針(平成17年10月策定:計画期間平成21年度末まで)」を策定

し、その中で「補助金交付基準」を定めて、補助率や補助対象経費の

改 定 案	
費の不均衡の見直しなど、旧町から引き継がれた補助金の課題を一	不均衡の見直しなど、
定整理しました。	理しました。
	しかし、計画期間中
	気低迷に対応するため
	じたことから、「補助金
	「市民参加による審査
	18 年度実施のみ) に約
	引き継がれました。
	(2)第2次行財政改革
	ア 見直しの内容
続く第2次行財政改革においては、旧町での交付額に一定の削減	第2次行財政改
率を乗じた額を交付していたイベント補助金について見直しを行	率を乗じた額を交付し
い、平成 22 年度予算からは事業費を根拠にした統一算定式による	い、平成22年度予算な
上限額の設定を行いました。	上限額の設定を行いま
また、新たなガイドラインとして平成 24 年 9 月に策定した基本	また、新たなガイド
方針(初版)により平成 25 年度予算編成時から見直しに着手し、	方針(初版)により平
	1

さらに個々の補助金等について見直しの方向性とその実施年度を示

した「個別補助金等見直し方針(平成25年10月策定)」を策定

し、両方針に基づいて見直しを実施しました。

旧町から引き継がれた補助金の課題を一定整

現行

「に発生したリーマンショックに端を発する景 、産業・雇用支援緊急対策などを行う必要が生 ☆総額の抑制」を達成することはできず、また、 ・評価委員会 | による第三者評価も単発(平成 終わるなど、多くの課題が第2次行財政改革に

における総括

:革においては、旧町での交付額に一定の削減 ていたイベント補助金について見直しを行 からは事業費を根拠にした統一算定式による した。

ラインとして平成24年9月に策定した基本 記成25年度予算編成時から見直しに着手し、 さらに個々の補助金等について見直しの方向性とその実施年度を示 した「個別補助金等見直し方針(平成25年10月策定)」を策定 し、両方針に基づいて見直しを実施しました。

両方針に基づく見直しの状況は以下のとおりです。

(ア) 団体運営費助成から事業費助成への移行

改 定 案	現 行
	補助金交付要綱の制定又は改正により、見直し前(平成 25
	年度の状況。以下 (イ) ~ (キ) についても同様。) に 31 件あ
	った運営費助成のうち3件を事業費助成に転換し、1件を廃止
	した。
	新規の団体運営費助成制度は創設していない。
	(イ)団体運営費助成の対象経費の明確化
	上記(ア)の例外として特定の団体への団体運営費助成を継
	続する条件として、下記の判断基準を定めた。
	【団体運営費助成継続条件】
	□ 「
	いずれかに該当する場合は、「補助金等交付基準」及び「補助金等見
	直し基準」により助成の適否を十分に精査したうえで、運営費に対
	する助成を継続することができる。
	1. 助成対象団体が実施する事業の公益性が極めて高い
	2. 当該団体の活動の受益者が市の全域に及ぶ
	3. ただちに事業費助成に移行することにより公益を著しく損な
	う可能性が高い
	ア. 自治会のみを構成員とする団体(地域公民館運営組織を含む)_
	イ. 法律により当該組織の設置が義務づけられている団体
	ウ. 団体運営事務を行わせるために有給従業員を通年で雇用して
	<u>いる団体</u>
	この基準に基づき、15件の補助金等は特例運営費助成として
	運営費助成を継続することとし、このうち3件については交付

改 定 案	現 行
	要綱の見直しを行い、助成目的、助成対象経費、助成率、制度
	終期の明確化を行った。
	(ウ) 公募型補助金への見直し
	新たに、企画公募型補助金であるコミュニティビジネス応援
	補助金を創設した。
	なお、特定の団体のみを助成対象とする補助金等の公募型へ
	<u>の転換は実施していない。</u>
	(エ)終期の設定
	見直し前には制度終期を要綱に規定していたのは 13 件であ
	ったが、要綱制定又は改正により 21 件で新たに終期を規定し
	<u>た。</u>
	一方で、新規に創設した補助金等 24 件 (単年助成及び国・
	府の特定財源があるものを除く)のうち終期を設定したものは
	<u>8件であった。</u>
	(オ) 零細助成・低率助成団体の自立促進と制度の見直し
	零細又は低率助成となっていた6件のうち、2件の補助金を
	<u>廃止した。</u> オカー目がた日ドノナスサポヤカ日はぶんばして知識実営の
	また、目的を同じくする助成対象団体が合併して組織運営の 効率化を図り、零細助成ではなくなったものも1件ある。
	(カ)補助金交付要綱の整備
	見直し前には例規が未制定であった 82 件のうち 11 件につい
	て補助金交付要綱を制定した。また、新たに創設した補助金37
	件(単年助成を除く)のうち18件は補助金交付要綱を制定した。
	(キ)事業実施主体の見直し

改 定 案	現行
	5件の補助金を廃止し、委託料(2件)、負担金(2件)、その
	他の費目(直営事業への転換:1件)への見直しを行った。
	(ク) 市税等の滞納者に対する交付制限
	新たに「京丹後市市税等の滞納者に対する補助金等の交付の
	制限に関する規則(平成 26 年京丹後市規則第 19 号。以下「交
	付制限規則」という。)」を制定し、下記に該当する補助金等を
	除き、市税や下水道使用料等の滞納者への交付制限を実施して
	いる <u>。</u>
	【交付制限の対象としない補助金等】
	・国府等の制度による補助金等であって、市の裁量権に制限
	<u>があるもの</u>
	・生活困窮者、障害者、高齢者、母子父子家庭の親又は子の
	生活維持・心身の健康の確保を図る目的で、当該個人又は
	委託を受けた者に直接交付するもの
	・児童(18歳に達して最初の3月末を過ぎるまで)の養護及
	び教育の機会の確保を図る目的で、当該児童、その養育
	者、委託を受けた者に直接交付するもの
	・債務負担行為を定めているもの
	・市長が前4項に準ずると認めるもの
	(ケ) 市民等の第三者を加えた審査機関等による評価及び審査
	平成 26 年度に京丹後市事務事業等見直し委員会(副市長及
	び部局長により構成する内部委員会)で 32 件の補助金の評価及
	び審査を実施した。

改 定 案	現行	
	※審査結果 廃止:3件、制度を見直して継続:17件、現状の	
	<u>まま継続:12 件</u>	
	(コ) 補助金等の効果の明確化	
	上記事務事業等見直し委員会で審査対象とした 32 補助金に	
	ついて、助成制度所管課による事業実施効果を示す指標(効果	
	指標・アウトプット指標)及び施策目的の達成成果を示す指標	
	(成果指標・アウトカム指標)を設定し、それに基づく評価を	
	<u>行った。</u>	
	その結果、効果指標は全補助金で設定され、交付実績のないも	
の以外はその効果の明確化が一定はできたが、成果指標が適正		
に設定され施策目的の達成状況を把握できたものは 19 補助金		
	<u>にとどまった。</u>	
	(サ) 見直しによる歳出抑制効果	
	平成 25 年以降、90 件の補助金について見直しを行い、	
	75,147 千円の予算抑制効果が得られた。	
	補助金数 抑制額	
	(対前年度当初予算比)	
	平成25年度当初予算 35件 31,334千円	
	平成26年度当初予算 40件 26,886千円	
	平成27年度当初予算 15件 16,927千円	
	 イ 課題	

改 定 案	現行
	上記のとおり見直しを一定は進めましたが、いずれもまだ途上で
	あり、下記に例示する課題等の解消に向け、さらに見直しを進める
	<u>必要があります。</u>
	・団体運営費助成制度数(15 特例運営費助成を除く): 12 制度
	・特例運営費助成のうち助成対象経費・助成率等が不明確な制度
	数:12 制度
	・助成制度の終期設定が規定されていないものの割合:83%
	・零細・低率助成となっている制度数:3制度
	・交付要綱等例規未整備の助成制度の割合(単年度助成を除
	<u><):34%</u>
	・交付要綱等における当該助成の具体的目的(成果目的)の規定
	が不徹底
	・市民等の第三者を加えた評価及び審査が未実施
	・補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指
	標(成果指標・アウトカム指標)の設定が不徹底
	・イベント補助金における平成 20 年度交付額を上限としている
	ことに伴う不均衡
	(3)第3次行財政改革における現状と課題
	ア 見直しの現状
第3次行財政改革以降は 、本基本方針及び「個別補助金等見	第2次行財政改革から引き続き、本基本方針及び「個別補助金等見
直し方針」に基づき見直しを実施 <u>する中で</u> 、平成 29 年度には、補助	直し方針」に基づき見直しを実施し、平成 29 年度には、補助

改定案 現行 金等を均一的に終期設定(サンセット方式)することは、実情に即し 金等を均一的に終期設定(サンセット方式)することは、実情に即し ていないことから、新たに定期見直し方式を加え、補助金等の内容に ていないことから、新たに定期見直し方式を加え、補助金等の内容に より見直しを行うため、基本方針を改定しました。 より見直しを行うため、基本方針を改定しました。 また、「個別補助金等見直し方針」については、令和2年度で見直 イベント し期間を終了し、平成30年度から3箇年かけては、 イベント 補助金の不均衡の解消のため、 補助金の不均衡の解消のため、平成30年度から3箇年かけて、イベ 目的の明確化、補助基準の統一及び新たな補助率の設定を行い ント目的の明確化、補助基準の統一及び新たな補助率の設定を行い イベント補助金の見直しを実施しました。 イベント補助金の見直しを進めています。 イ 課題 平成25年に策定した「個別補助金等見直し方針」については、令 和2年度で見直し期間を終了し、第2次行財政改革から引き継いだ 課題については、一部は解消されましたが、下記に例示する課題の解 消に向け、引き続き見直しを進める必要があります(令和2年2月調 査時点)。 ・団体運営費助成制度数(15特例運営費助成を除く):7制度 ・特例運営費助成のうち助成対象経費・助成率等が不明確な制度 数:2制度 ・助成制度の終期設定が規定されていないものの割合:71% ・零細・低率助成となっている制度数:1制度 ・交付要綱等例規未整備の助成制度の割合(単年度助成を除く): 15%

改 定 案	現 行
	・交付要綱等における当該助成の具体的目的(成果目的)の規定が
	不徹底
	・市民等の第三者を加えた評価及び審査が未実施
	・補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指標
	(成果指標・アウトカム指標)の設定が不徹底
<u>(2)見直しにおける課題</u>	
(1)のとおり、これまでから補助金等の見直しに取り組んできま	
したが、今後も下記に例示する課題等の解消に向け、より精査した見	
直しを進める必要があります。特に、限られた行政資源を効果的か	
つ、公平に活用できるよう、既存の補助金について同一基準で見直し	
を実施するなどし、新たな補助制度の設置についても多角的な視点	
から検討し、補助財源の確保や既存の補助制度の見直しを行うなど、	
財源確保とスクラップアンドビルドの視点を持ちながら見直しを進	
める必要があります。	
・特例運営費助成*を除く団体運営費助成制度	
・特例運営費助成のうち助成対象経費・助成率等が不明確な助成	
・終期設定が規定されていない助成制度	
・零細・低率助成となっている制度	
・交付要綱等例規未整備の助成制度	
・交付要綱等における当該助成の具体的目的(成果目的)の規定が	
不徹底	

改 定 案 現 行

- ・補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指標 (成果指標・アウトカム指標)の設定が不徹底
 - ※ 当該団体が実施する事業の公益性が極めて高く、団体の活動の受益者が市の全域に及び、かつ、ただちに事業費助成に移行することにより公益を著しく損なう可能性が高い団体に対する助成(P 5【団体運営費助成継続条件】を参照)

第2章 補助金等見直し方針

第1章で述べた京丹後市の補助金等の現状と課題を踏まえ、より効率的かつ効果的な補助金等の交付を行うために既存の補助金等を見直し、又は新たな補助制度を創設する際の<u>基本的な考え方</u>を下記のとおり示します。

1 「補助金等」の定義

本基本方針で対象とする「補助金等」の定義は、京丹後市補助金等交付規則(平成16年京丹後市規則第64号。以下「補助金等交付規則」という。)と同様に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、「補助金、交付金、利子補給金、その他給付金で相当の反対給付を受けないものをいう」と定義し、具体的には歳出予算科目「第18節 負担金、補助及び交付金」のうち負担金を除くものを対象とします。

第2章 補助金等見直し方針

第1章で述べた京丹後市の補助金等の現状と課題を踏まえ、より効率的かつ効果的な補助金等の交付を行うために既存の補助金等を見直し、又は新たな補助制度を創設する際の<u>基本方針</u>を下記のとおり<u>定め</u>ます。

1 「補助金等」の定義

本基本方針で対象とする「補助金等」の定義は、京丹後市補助金等交付規則(平成16年京丹後市規則第64号。以下「補助金等交付規則」という。)と同様に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、「補助金、交付金、利子補給金、その他給付金で相当の反対給付を受けないものをいう」と定義し、具体的には歳出予算科目「第18節 負担金、補助及び交付金」のうち負担金を除くものを対象とします。

なお、補助金等は、地方自治法第 232 条の 2 で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されています。つまり、市が補助金等を交付する場合には、補助金等を交付することが「公益上必要である」ことが絶対条件であり、その必要性を客観的に判断する必要があります。

「公益上の必要性」の判断基準については、判例に基づき、次の見解が示されています。

- ①補助金支出の目的、趣旨が適正か。
- ②他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性があるか。
- ③補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか。
- ④補助金を受ける個人または団体の性格(団体の場合には、目的・ 構成員・役員等の状況)、活動状況が適正か。
- ⑤他の用途に流用される危険性がないか。
- ⑥支出手続き、事後の検査体制等が適正か。
- ⑦目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則(当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度)違 反など裁量権の乱用・逸脱にならないか。

(出典:「判例評論」406 号・判例時報 1433 号)

これらは、補助金等の必要性、有効性、公平性、透明性、効率性などを確保することを、補助金等交付(公益上の必要性)の原則としているともいえます。

現 行

なお、補助金等は、地方自治法第 232 条の 2 で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されています。つまり、市が補助金等を交付する場合には、補助金等を交付することが「公益上必要である」ことが絶対条件であり、その必要性を客観的に判断する必要があります。

「公益上の必要性」の判断基準については、判例に基づき、次の見解が示されています。

- ①補助金支出の目的、趣旨が適正か。
- ②他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊 急性があるか。
- ③補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか。
- ④補助金を受ける個人または団体の性格(団体の場合には、目的・ 構成員・役員等の状況)、活動状況が適正か。
- ⑤他の用途に流用される危険性がないか。
- ⑥支出手続き、事後の検査体制等が適正か。
- ⑦目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則(当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度)違 反など裁量権の乱用・逸脱にならないか。

(出典:「判例評論」406 号・判例時報 1433 号)

これらは、補助金等の必要性、有効性、公平性、透明性、効率性などを確保することを、補助金等交付(公益上の必要性)の原則としているともいえます。

なお、本基本方針におけるその他の用語の定義は、別表に定めると

2 基本的な考え方(視点)

(1)基本的視点

おりとします。

個々の補助金等の見直しを行う際には、市民と行政との役割分担 の在り方を念頭に置く必要があり、当該補助金の公共性の有無及び その程度を判断する必要があります。

行政サービスの公共性は、公益性(その受益の程度や受益の及ぶ 範囲は適切か)と必需性(なくてはならないものか)の2つの観点 から判断することが基本であり、補助金等の見直しにおいても、こ の2つの観点からの判断を基本とするとともに、以下の個別視点を 加味して見直しを行うこととします。

(2)個別視点

ア 財政的視点

一定の効果

が認められる補助金等であっても、「財源の確保が困難となることが明らかな状況においても、市民のために真に必要な補助金等であるか」という観点から、恒常的に支出しているもの、既に助成目的を達成しているもの(目的や成果が明確でないものを含む)、公益性が薄くなっているもの、統合可能なもの等について

現行

なお、本基本方針におけるその他の用語の定義は、別表に定めると おりとします。

2 基本的な考え方(視点)

(1)基本的視点

個々の補助金等の見直しを行う際には、市民と行政との役割分担 の在り方を念頭に置く必要があり、当該補助金の公共性の有無及び その程度を判断する必要があります。

行政サービスの公共性は、公益性(その受益の程度や受益の及ぶ 範囲は適切か)と必需性(なくてはならないものか)の2つの観点 から判断することが基本であり、補助金等の見直しにおいても、こ の2つの観点からの判断を基本とするとともに、以下の個別視点を 加味して見直しを行うこととします。

(2) 個別視点

ア 財政的視点

社会保障関係経費、公共施設等の維持管理経費及び地方公営企業会計・特別会計への繰出金等が増加傾向にある中、一定の効果が認められる補助金等であっても、「財源の確保が困難となることが明らかな状況においても、市民のために真に必要な補助金等であるか」という観点から、恒常的に支出しているもの、既に助成目的を達成しているもの(目的や成果が明確でないものを含む)、公益性が薄くなっているもの、統合可能なもの等について

見直しを進め、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ります。

イ 助成対象事業内容の再評価の視点

助成対象事業の内容について、公益性の度合い、市民ニーズとの合致、補助金等の使途の適切さなどの観点から点検するとともに、事業の効果が交付金額に見合ったものかを評価し、見直すことにより、単に補助金等の削減だけではなく、助成対象事業の適正な実施や補助金等の有効な活用を図ります。

ウ 客観的視点

補助金等の交付の在り方を客観的に判断する基準(補助金等交付基準・補助金等見直し基準)に基づいて判断し、必要に応じ市民等の第三者による評価や審査を導入することにより、公平・公正な制度の運用を図ります。

3 重点項目

(1)団体運営費助成から事業費助成への移行

補助金等は、助成対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものであり、本来、その事業費を対象に交付されるべきです。つまり、事業実施者により事業計画が立てられ、その事業目的の達成に必要な事業費に対して、行政が資金の支援をすることが妥当であると判断したときに予算の範囲内で補助金等を交付するということです。

現行

見直しを進め、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ります。

イ 助成対象事業内容の再評価の視点

助成対象事業の内容について、公益性の度合い、市民ニーズとの合致、補助金等の使途の適切さなどの観点から点検するとともに、事業の効果が交付金額に見合ったものかを評価し、見直すことにより、単に補助金等の削減だけではなく、助成対象事業の適正な実施や補助金等の有効な活用を図ります。

ウ 客観的視点

補助金等の交付の在り方を客観的に判断する基準(補助金等交付基準・補助金等見直し基準)に基づいて判断し、必要に応じ市民等の第三者による評価や審査を導入することにより、公平・公正な制度の運用を図ります。

3 重点項目

(1) 団体運営費助成から事業費助成への移行

補助金等は、助成対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものであり、本来、その事業費を対象に交付されるべきです。つまり、事業実施者により事業計画が立てられ、その事業目的の達成に必要な事業費に対して、行政が資金の支援をすることが妥当であると判断したときに予算の範囲内で補助金等を交付するということです。

しかし、助成対象経費を団体の運営費と事業費を含む全体とした場合、公益性がある事業とは直接の関係がない人件費や事務費などの一般管理費のすべても助成対象となることから、補助金等の目的達成成果の検証が困難となり、助成額の妥当性、対象事業の実効性が検証できないなどの課題があります。したがって、原則として、新規に団体運営費助成制度の創設は行わず、既存の団体運営費助成制度については、終期を定めて事業費助成に移行します。

(2) 団体運営費助成の対象経費等の明確化

「(1) 団体運営費助成から事業費助成への移行」の考えに基づき、団体運営費助成については終期を定めて廃止しますが、当該団体が実施する事業の公益性が極めて高く、団体の活動の受益者が市の全域に及び、かつ、ただちに事業費助成に移行することにより公益を著しく損なう可能性が高いものについては、団体の状況も考慮したうえで、団体運営費助成を継続します(以下「特例運営費助成」という。)。

現行

しかし、助成対象経費を団体の運営費と事業費を含む全体とした 場合、公益性がある事業とは直接の関係がない人件費や事務費など の一般管理費のすべても助成対象となることから、補助金等の目的 達成成果の検証が困難となり、助成額の妥当性、対象事業の実効性 が検証できないなどの課題があります。したがって、原則として、 新規に団体運営費助成制度の創設は行わず、既存の団体運営費助成 制度については、終期を定めて事業費助成に移行します。

(2) 団体運営費助成の対象経費等の明確化

「(1) 団体運営費助成から事業費助成への移行」の考えに基づき、団体運営費助成については終期を定めて廃止しますが、当該団体が実施する事業の公益性が極めて高く、団体の活動の受益者が市の全域に及び、かつ、ただちに事業費助成に移行することにより公益を著しく損なう可能性が高いものについては、団体の状況も考慮したうえで、団体運営費助成を継続します(以下「特例運営費助成」という。)。

改定案 現行

【団体運営費助成継続条件】

以下の1から3の条件のすべてに該当し、かつアからウの条件のいずれかに該当する場合は、「補助金等交付基準」及び「補助金等見直し基準」により助成の適否を十分に精査したうえで、運営費に対する助成を継続することができる。

- 1. 助成対象団体が実施する事業の公益性が極めて高い
- 2. 当該団体の活動の受益者が市の全域に及ぶ
- 3. ただちに事業費助成に移行することにより公益を著しく損な う可能性が高い
- ア. 自治会のみを構成員とする団体(地域公民館運営組織を含む)
 - イ. 法律により当該組織の設置が義務づけられている団体
 - <u>ウ</u>. 団体運営事務を行わせるために有給従業員を通年で雇用して いる団体

なお、特例運営費助成を継続するに当たっては、事業費助成と同様に、助成対象とする経費や助成率等を明確に交付要綱等に規定するとともに、団体に対してより効率的な運営に努めるよう求めることとします。

(3)公募型補助金等への見直し

時代の変化に伴い市民ニーズの多様化が進む中で、地域において 市民が自主的・自立的に行う公益活動への助成要望は高く、また、 協働事業を推進し、公共サービスの新しい担い手の育成を図るため にも、活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲で支援を行うこ との重要性は高まっています。 なお、特例運営費助成を継続するに当たっては、事業費助成と同様に、助成対象とする経費や助成率等を明確に交付要綱等に規定するとともに、団体に対してより効率的な運営に努めるよう求めることとします。

(3) 公募型補助金等への見直し

時代の変化に伴い市民ニーズの多様化が進む中で、地域において 市民が自主的・自立的に行う公益活動への助成要望は高く、また、 協働事業を推進し、公共サービスの新しい担い手の育成を図るため にも、活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲で支援を行うこ との重要性は高まっています。

市民等が自由な発想で実施する公益性のある事業を支援するため に、既存の助成制度の統合などによる企画公募型補助金等への転換 や特定の団体のみを対象とする助成制度の公募型補助金への転換に 向けた見直しを行います。

(4)補助金等の定期的な見直し

補助金等制度を、長期間見直すことなく継続すると、公益性の低下への対応が不十分になり、硬直化が進むことにより新しいニーズに対応した新しい補助金等の制度の創設が困難になります。一方、助成を受ける側にとっても、補助金等の既得権化やそれに伴い自主性・自立性を損なうといった弊害が発生するおそれがあります。

これらの弊害を防ぎ、助成対象事業の目標達成に向けた努力を促進するとともに、社会・経済情勢や市民のニーズの変化に合わせて定期的に制度自体を見直すために、効果や成果を点検・評価する必要があります。その方法は、定期見直し方式、又はサンセット方式のいずれかによるものとします。

① 定期見直し方式

定期的(3~5年ごと)に、原則として当該補助金等の所管 部局及び審査機関等により、成果や運用状況等を評価・審査し たうえで継続・廃止等の判断を行うこととし、評価及び審査の 結果を公表します。

② サンセット方式

当該補助金等の交付根拠例規に各補助金等の制度の終期を設 定します。終期は、それぞれの補助金等の性質や助成効果が現 れる期間により個々に判断し、制度創設又は要綱等改正時から

現行

市民等が自由な発想で実施する公益性のある事業を支援するために、既存の助成制度の統合などによる企画公募型補助金等への転換や特定の団体のみを対象とする助成制度の公募型補助金への転換に向けた見直しを行います。

(4)補助金等の定期的な見直し

補助金等制度を、長期間見直すことなく継続すると、公益性の低下への対応が不十分になり、硬直化が進むことにより新しいニーズに対応した新しい補助金等の制度の創設が困難になります。一方、助成を受ける側にとっても、補助金等の既得権化やそれに伴い自主性・自立性を損なうといった弊害が発生するおそれがあります。

これらの弊害を防ぎ、助成対象事業の目標達成に向けた努力を促進するとともに、社会・経済情勢や市民のニーズの変化に合わせて 定期的に制度自体を見直すために、効果や成果を点検・評価する必要があります。その方法は、定期見直し方式、又はサンセット方式のいずれかによるものとします。

① 定期見直し方式

定期的(3~5年ごと)に、原則として当該補助金等の所管 部局及び審査機関等により、成果や運用状況等を評価・審査し たうえで継続・廃止等の判断を行うこととし、評価及び審査の 結果を公表します。

② サンセット方式

当該補助金等の交付根拠例規に各補助金等の制度の終期を設定します。終期は、それぞれの補助金等の性質や助成効果が現れる期間により個々に判断し、制度創設又は要綱等改正時から

3~5年以内で設定します。原則として、制度終期の到来により当該補助金等を廃止するものとします。

なお、終期到来後も、補助金等を継続することが施策目的の達成のために、なお有効であると特に認められる場合は継続も可能とし、終期が到来するまでに当該補助金等の所管部局及び審査機関等により、成果や運用状況等を評価・審査したうえで継続・廃止等の判断を行うこととし、評価及び審査の結果を公表します。

内容	定期的な見直し方法
団体が実施する事業の公益性が極めて高いな	定期見直し方式
ど、一定の条件 (P <u>5</u> 【団体運営費助成継続	(※1)
条件】を参照)に該当する団体に対し、団体	
運営費を対象に助成するもの(特例運営費助	
成)	
国、府、その他の団体等の制度に則って助成	定期見直し方式
するもの	(※2)
市が施策として推進している事業を補完する	定期見直し方式
ような事業に対し助成するもの	, _,,,,, _,
市の施策を推進するために、個人や団体の活	サンセット方式
動の動機付けや誘導のために助成するもの	
市単独助成制度で、新たに新設するもの	サンセット方式
上記以外の事業に対し助成するもの	定期見直し方式
THOUT ? F /KIE/I O 97/M / O 0 0	/ 2/// / 1 2 / 3 / 3 / 4

- ※1 団体運営費を対象に助成するものについては、毎年度、実績報告 等により見直しを実施します。
- ※2 国、府、その他の団体等の制度に則って助成するものについては、定期的な見直し方法としては、定期見直し方式としますが、それらの制度の終期に準じて当該補助金等の交付根拠例規に終期を設定するか、又は制度の終了をもって制度終期が到来したものとみなし、原則として、制度終期の到来により当該補助金等を廃止するものとします。

現行

3~5年以内で設定します。原則として、制度終期の到来により当該補助金等を廃止するものとします。

なお、終期到来後も、補助金等を継続することが施策目的の達成の ために、なお有効であると特に認められる場合は継続も可能とし、終 期が到来するまでに当該補助金等の所管部局及び審査機関等によ り、成果や運用状況等を評価・審査したうえで継続・廃止等の判断を 行うこととし、評価及び審査の結果を公表します。

内容	定期的な見直し方法
団体が実施する事業の公益性が極めて高いな	定期見直し方式
ど、一定の条件 (P <u>3</u> 【団体運営費助成継続	(※1)
条件】を参照)に該当する団体に対し、団体	
運営費を対象に助成するもの(特例運営費助	
成)	
国、府、その他の団体等の制度に則って助成	定期見直し方式
するもの	(※2)
市が施策として推進している事業を補完する	定期見直し方式
ような事業に対し助成するもの	
市の施策を推進するために、個人や団体の活	サンセット方式
動の動機付けや誘導のために助成するもの	, , , , , ,
市単独助成制度で、新たに新設するもの	サンセット方式
上記以外の事業に対し助成するもの	定期見直し方式

- ※1 団体運営費を対象に助成するものについては、毎年度、実績報告 等により見直しを実施します。
- ※2 国、府、その他の団体等の制度に則って助成するものについて は、定期的な見直し方法としては、定期見直し方式としますが、 それらの制度の終期に準じて当該補助金等の交付根拠例規に終期 を設定するか、又は制度の終了をもって制度終期が到来したもの とみなし、原則として、制度終期の到来により当該補助金等を廃 止するものとします。

(5) 零細助成・低率助成団体の自立促進と制度の見直し

団体に対する助成のうち、交付額が小額のもの(零細助成)や、 助成対象事業費に占める割合が低いもの(低率助成)は、補助金等 の交付による効果の範囲が限定されたり助成効果が低くならざるを 得なかったりするなど、効果及び効率性に課題があり、あわせて補 助金等交付事務に係る人件費コストの面での問題もあります。

また、これらの補助金等の対象事業は、助成がなくとも、経費の 節約や会費徴収、受益者負担の見直し等の自助努力による対応が比 較的容易と思われます。

本来、団体は、自立した団体として自らの活動を行い、自らが使 う経費を賄う必要があることからも、団体の自立を促すとともに、 助成制度の統合や廃止などを視野に入れた見直しを検討します。

(6)補助金等交付要綱の整備

現在の補助金等のうち、一部のものについては、条例、補助金等 交付要綱を定めることなく執行されています。また、交付要綱等が あっても、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものもありま す。助成目的が明確でない場合は、当該補助金等の存廃を判断する ための成果の評価ができず、また助成対象経費が明確でない場合 は、補助金等の使途が適切であるか否かを判断できません。

したがって、条例や要綱の定めのないものについては必ず交付要 綱を制定し、条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的

現 行

(5) 零細助成・低率助成団体の自立促進と制度の見直し

団体に対する助成のうち、交付額が小額のもの(零細助成)や、 助成対象事業費に占める割合が低いもの(低率助成)は、補助金等 の交付による効果の範囲が限定されたり助成効果が低くならざるを 得なかったりするなど、効果及び効率性に課題があり、あわせて補 助金等交付事務に係る人件費コストの面での問題もあります。

また、これらの補助金等の対象事業は、助成がなくとも、経費の 節約や会費徴収、受益者負担の見直し等の自助努力による対応が比 較的容易と思われます。

本来、団体は、自立した団体として自らの活動を行い、自らが使 う経費を賄う必要があることからも、団体の自立を促すとともに、 助成制度の統合や廃止などを視野に入れた見直しを検討します。

(6)補助金等交付要綱の整備

現在の補助金等のうち、一部のものについては、条例、補助金等 交付要綱を定めることなく執行されています。また、交付要綱等が あっても、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものもありま す。助成目的が明確でない場合は、当該補助金等の存廃を判断する ための成果の評価ができず、また助成対象経費が明確でない場合 は、補助金等の使途が適切であるか否かを判断できません。

したがって、条例や要綱の定めのないものについては必ず交付要 綱を制定し、条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的

や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にする ための改正を行います。

ただし、事務の煩雑さを避けるため、1年以内の短期間に限って助成制度を設ける場合や、覚書等に基づき交付額が決定されている補助金等については、例規の制定を行わないことができることとします。

なお、補助金等交付規則は、補助金等に係る予算執行の適正化を 目的として、その事務手続きを規定しているに過ぎず、交付の根拠 にはなりえないことに留意すべきです。

(7) 事業実施主体の見直し

助成対象事業が、行政が実施主体になりえるものであり、団体が 行政に代わって行っている状況とみなすことができる、又はそういった性格を強く有している場合は、当該事業の公益性や必需性等を 考慮したうえで、市が実施主体となり業務委託等により実施すべき ではないかとの観点から見直しを行います。特に、10分の10助 成などの高率の補助金等により実施している事業は、対象事業の目 的や性質、市の関与の在り方等を点検し、実施主体の見直しを検討 します。

(8) 市税等の滞納者に対する交付制限

税は、広く行政サービスの財源となっており、応益負担の考えから完納を補助金等の交付の条件とすることは妥当性があります。また、使用料等は、当該事業サービスの財源であり、当該使用料等を

現 行

や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にする ための改正を行います。

ただし、事務の煩雑さを避けるため、1年以内の短期間に限って 助成制度を設ける場合や、覚書等に基づき交付額が決定されている 補助金等については、例規の制定を行わないことができることとし ます。

なお、補助金等交付規則は、補助金等に係る予算執行の適正化を 目的として、その事務手続きを規定しているに過ぎず、交付の根拠 にはなりえないことに留意すべきです。

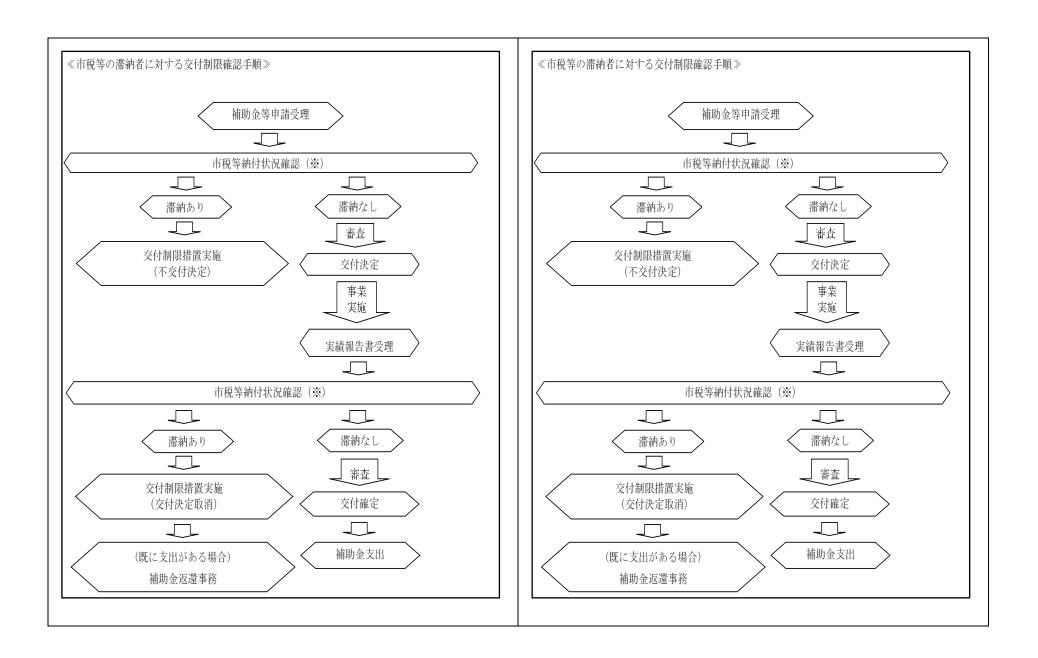
(7) 事業実施主体の見直し

助成対象事業が、行政が実施主体になりえるものであり、団体が行政に代わって行っている状況とみなすことができる、又はそういった性格を強く有している場合は、当該事業の公益性や必需性等を考慮したうえで、市が実施主体となり業務委託等により実施すべきではないかとの観点から見直しを行います。特に、10分の10助成などの高率の補助金等により実施している事業は、対象事業の目的や性質、市の関与の在り方等を点検し、実施主体の見直しを検討します。

(8) 市税等の滞納者に対する交付制限

税は、広く行政サービスの財源となっており、応益負担の考えから完納を補助金等の交付の条件とすることは妥当性があります。また、使用料等は、当該事業サービスの財源であり、当該使用料等を

改 定 案	現行
財源とする補助金等について、その完納を交付の条件とすること	財源とする補助金等について、その完納を交付の条件とすること
も、同様に妥当性があります。	も、同様に妥当性があります。
したがって、市税 <u>や下水道使用料</u> 等の滞納者(完納していない	したがって、市税等の滞納者(完納していない
者)に対しては、交付制限規則等に基づき、交付制限を行います。	者)に対しては、交付制限規則等に基づき、交付制限を行います。
ただし、下記に該当する補助金等を除くこととします。	
【交付制限の対象としない補助金等】	
・国府等の制度による補助金等であって、市の裁量権に制限が	
<u> あるもの</u>	
・生活困窮者、障害者、高齢者、母子父子家庭の親又は子の生	
活維持・心身の健康の確保を図る目的で、当該個人又は委託	
<u>を受けた者に直接交付するもの</u>	
・児童(18歳に達して最初の3月末を過ぎるまで)の養護及	
び教育の機会の確保を図る目的で、当該児童、その養育者、	
<u>委託を受けた者に直接交付するもの</u>	
<u>・債務負担行為を定めているもの</u>	
・市長が前4項に準ずると認めるもの	



※ 市税の納付状況確認にあたっては、市税の滞納照会の必要のない団体一覧に掲載されている団体については、料金等(市税以外)の滞納状況の確認を除き、掲載確認をもって交付制限規則第4条第1項の確認を行ったこととします。ただし、申請者等から交付制限規則第4条第2項ただし書きの納付等状況調査同意書の提出は必要とします。

4 補助金等交付基準・補助金等見直し基準

先の「基本的な考え方(視点)」「重点項目」を受けて、補助金等の交付の原則である公益上の必要性の要件を備えた助成制度を構築し、かつ適正な交付を行うため、以下の基準により総合的に勘案して、補助金等の交付の適否を判断します。

(1) 補助金等交付基準

補助金等の交付及び制度創設に際しては、以下の事項を総合的に勘 案して、補助金等の交付及び当該助成制度の適否を判断します。

項目	基準
助成対象事	助成対象事業は、下記の1から4までの全部又は5に
業の客観的	該当しなければならない。
公共性	1 総合計画及び各種施策の推進計画等に定める施策
	の推進に資するものであること。
	2 高い市民ニーズが認められるものであること。
	3 当該事業の推進のために助成が必要であると認め
	られるもの。
	4 事業の成果(受益)が広く市民に及ぶものであ
	り、特定の者の利益に供されることがないこと。

現行

※ 市税の納付状況確認にあたっては、市税の滞納照会の必要のない団体一覧に掲載されている団体については、料金等(市税以外)の滞納状況の確認を除き、掲載確認をもって交付制限規則第4条第1項の確認を行ったこととします。ただし、申請者等から交付制限規則第4条第2項ただし書きの納付等状況調査同意書の提出は必要とします。

4 補助金等交付基準・補助金等見直し基準

先の「基本的な考え方(視点)」「重点項目」を受けて、補助金等の 交付の原則である公益上の必要性の要件を備えた助成制度を構築し、 かつ適正な交付を行うため、以下の基準により総合的に勘案して、補助金等の交付の適否を判断します。

(1) 補助金等交付基準

補助金等の交付及び制度創設に際しては、以下の事項を総合的に勘 案して、補助金等の交付及び当該助成制度の適否を判断します。

項目	基準
助成対象事	助成対象事業は、下記の1から4までの全部又は5に
業の客観的	該当しなければならない。
公共性	1 総合計画及び各種施策の推進計画等に定める施策
	の推進に資するものであること。
	2 高い市民ニーズが認められるものであること。
	3 当該事業の推進のために助成が必要であると認め
	られるもの。
	4 事業の成果(受益)が広く市民に及ぶものであ
	り、特定の者の利益に供されることがないこと。

	改 定 案	現 行		
	5 行政施策として、当該事業を団体、個人に積極的 に推進・推奨しようとするもの(物品購入費助 成、建物改築費助成等)。	5 行政施策として、当該事業を団体、個人に積極的 に推進・推奨しようとするもの(物品購入費助 成、建物改築費助成等)。		
助成対象事 業の効果・ 成果 (有効性・ 効率性・適 時性)	1 補助金等の助成金額と比較して、事業成果に十分な費用対効果が認められること。 2 事業の目的・内容が明確であり、かつ社会・経済情勢に合致していること。 3 市民・団体と行政の役割分担を勘案し、真に公金によって助成すべき事業内容であること。 4 零細助成(5万円未満)や、低率助成(総事業費の5%未満)となっていないこと(※1)。	助成対象事 業の効果・ 成果 (有効性・ 効率性・適 時性) 助成対象事 は 補助金等の助成金額と比較して、事業成果に十分 な費用対効果が認められること。 2 事業の目的・内容が明確であり、かつ社会・経済 情勢に合致していること。 3 市民・団体と行政の役割分担を勘案し、真に公金 によって助成すべき事業内容であること。 4 零細助成(5万円未満)や、低率助成(総事業費 の5%未満)となっていないこと(※1)。		
助成対象団体の適格性	1 団体の会計処理及び補助金等の使途が適正であること。 2 団体において、適正な監査機能を有していること。 3 団体の事業内容が、団体規約等に定める設立目的と合致していること。 4 団体が、専ら市の助成に依存することなく、自主財源等の確保・拡大に努力していること。 5 特例団体運営費助成(廃止前の団体運営費助成を含む。)については、団体の決算において、実質的な繰越金・余剰金が助成金額を超えていないこと(繰越金等の額:過去3年間の平均額)。	助成対象団		
事業費助成の原則	2 (繰越金等の領: 適去3年間の平均額)。 1 団体運営費は、原則として助成対象経費とせず、既存の団体運営費助成制度は第2章3(4)に規定する当該補助金等の終期到来をもって廃止し、必要に応じ事業費助成に移行する。ただし、第2章3(2)に規定する特例運営費助成は除く。 2 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、他団体への貸付金・助成金、他団体への加入等に伴う会費及び負担金、賠償金、償還金、借入金利子、公益的事業に直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費は、事業費助成・運営費助成の別なく助成対象経費としない(※2)。	事業費助成の原則 1 団体運営費は、原則として助成対象経費とせず、 既存の団体運営費助成制度は第2章3(4)に規 定する当該補助金等の終期到来をもって廃止し、 必要に応じ事業費助成に移行する。 ただし、第2章3(2)に規定する特例運営費助 成は除く。 2 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、他団体への貸付金・助成金、他団体への加入等に伴う会費及 び負担金、賠償金、償還金、借入金利子、公益的 事業に直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費は、事業費助成・運営費助成の別なく助成対象経費としない(※2)。		

	改 定 案	現 行
	3 助成対象事業の目的の達成に直接的に関係のない 視察旅費は、助成対象経費としない。	3 助成対象事業の目的の達成に直接的に関係のない 視察旅費は、助成対象経費としない。
助び根が 根成と り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	視察旅費は、助成対象経費としない。 1 補助金等を交付するためには、条例や要綱で定めのと(※3)。 2 条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不めの改正を行うこと。 3 助成根拠及び助成額の根拠となる条例・要綱をしなければならない。・助成の目的 何を目的に助成するのか、何をどのような状態にするためにかかに規定すること。・助成対象者 助成の対象とする者の範囲・資格等を規定すること。・助成類根拠 助成確に規定すること。・対象経費 助成の対象とする経費を費目により明確に規定すること。・対象経費 助確に規定すること。・対象経費 時確に規定すること。・制度終期 定期的な見直し方法がサンセット方	現察旅費は、助成対象経費としない。 助成根拠及 び助成額の 根拠とする 例規 2 条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の 目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行うこと。 3 助成根拠及び助成額の根拠となる条例・要綱を制定又は改正するときは、必ず次の項目を規定しなければならない。 ・助成の目的 ・助成の目的 「何を目的に助成するのか、何をどのような状態にするために補助金等を交付するのかを具体的かつ明瞭に規定すること。 ・助成類根拠 助成額の根拠となる助成率、助成単 価等を規定すること。 ・対象経費 助成の対象とする経費を費目により 明確に規定すること。 ・制度終期 定期的な見直し方法がサンセット方
助成対象費 目、助成 率・助成単 価の明確化	式の補助金等については、助成制度の終期を明確に規定すること。 1 助成対象経費の範囲は、補助対象費目(できる限り地方自治法施行規則別記に規定する「歳出予算に係る節の区分」の節及び説明欄の例による。)を列挙することにより規定すること。 2 助成の程度は、助成率、助成単価等の数値又は数式等により規定すること。 3 助成率は、助成対象額の3分の2を超えないこと(※4・5)。 4 助成率が3分の2を超える場合は、客観的かつ合理的な根拠に基づくこと。 5 定額助成における助成単価は、客観的かつ合理的な根拠に基づくこと。	一切

	改 定 案	現 行
	6 個人に対する助成については、政策誘導的な場合 を除き、所得等当該個人又は世帯の経済力によ り、対象者を制限又は助成額・助成率に合理的な 差を設けること。 7 合理的な理由がない限り、同一の者に対する補助 上限額(年額又は通算額)を設けること。	6 個人に対する助成については、政策誘導的な場合を除き、所得等当該個人又は世帯の経済力により、対象者を制限又は助成額・助成率に合理的な差を設けること。 7 合理的な理由がない限り、同一の者に対する補助上限額(年額又は通算額)を設けること。
市税等の滞 納者に対す る交付制限	1 市税等の滞納者に対しては、交付制限規則又は個別の補助金交付要綱等に基づき、補助金等の交付制限を行うこと。	市税等の滞 1 市税等の滞納者に対しては、交付制限規則又は個納者に対す 別の補助金交付要綱等に基づき、補助金等の交付る交付制限 制限を行うこと。
終期設定の 原則	1 国や府の制度によるものは、国や府の制度の終了をもって終期とすること。 2 定期的な見直し方法がサンセット方式の補助金等については、制度創設(要綱改正)時から3~5年以内で制度の終期を根拠例規において設定すること(※3)。	 終期設定の

- ※2 例示の費目であっても下記については助成対象経費とする。
 - (1) 当該費目の支出が、助成する事業の目的を達成するために必要不可欠であると客観的・合理的に認められる場合(敬老会や派遣使節団等歓迎事業などにおける飲食費・懇親会費、市が団体の連合組織に一括交付した助成金を当該組織が各構成団体に支出する助成金(分配金)、利子補給制度における借入金利子など)
 - (2) 第2章3(2) に規定する特例運営費助成における公益的事業に 直接関係のない人件費等一般経費
- ※3 1年以内の短期間に限って助成制度を設ける場合及び契約(契約書・ 覚書等)により交付額を決定する補助金等に限り、例規の制定を行わ ないことができる。
- ※4 既存の助成率が3分の2を超えるものについては、第2章3(4)に 規定する当該補助金等の所管部局及び審査機関等による審査を行っ た年度の末日をもって3分の2以下になるよう助成率の縮減を行う こととする。
- ※5 既存の助成率が3分の2未満のものについては、従前の助成率を上限とする。
- (2) 補助金等見直し基準

- ※2 例示の費目であっても下記については助成対象経費とする。
 - (1) 当該費目の支出が、助成する事業の目的を達成するために必要不可欠であると客観的・合理的に認められる場合(敬老会や派遣使節団等歓迎事業などにおける飲食費・懇親会費、市が団体の連合組織に一括交付した助成金を当該組織が各構成団体に支出する助成金(分配金)、利子補給制度における借入金利子など)
 - (2) 第2章3(2) に規定する特例運営費助成における公益的事業に直 接関係のない人件費等一般経費
- ※3 1年以内の短期間に限って助成制度を設ける場合及び契約(契約書・ 覚書等)により交付額を決定する補助金等に限り、例規の制定を行わ ないことができる。
- ※4 既存の助成率が3分の2を超えるものについては、第2章3(4)に 規定する当該補助金等の所管部局及び審査機関等による審査を行っ た年度の末日をもって3分の2以下になるよう助成率の縮減を行う こととする。
- ※5 既存の助成率が3分の2未満のものについては、従前の助成率を上限とする。
- (2) 補助金等見直し基準

既存の補助金等例規の改正及び定期的な見直しを行う際は、以下の 基準により見直しを行います。

既存の補助金等例規の改正及び定期的な見直しを行う際は、以下の 基準により見直しを行います。

現 行

基準に 。	より見直しを行います。		基準によ	基準により見直しを行います。					
区分	項目	見直し手法・ 内容	区分	項目	見直し手法・ 内容				
	1 法令等により助成の実施が義務づけられているもの	経費精査		1 法令等により助成の実施が義務づけられているもの	経費精査				
	2 国·府の補助金等を財源の一部とするもの で、市の助成が義務的であるもの	経費精査 国府助成終了 時に廃止		2 国·府の補助金等を財源の一部とするもの で、市の助成が義務的であるもの	経費精査 国府助成終了 時に廃止				
継	3 国·府の補助金等を財源の一部とするものであるが、実施方法等について、市の裁量があるもの	交付基準準拠	料生	3 国·府の補助金等を財源の一部とするものであるが、実施方法等について、市の裁量があるもの	交付基準準拠				
続・見直し	4 他市町との協議により市の助成額が決定しているもの	交付基準の視 点から、他市 等との協議に よる精査等	続・見 直 し	4 他市町との協議により市の助成額が決定しているもの	交付基準の視 点から、他市 等との協議に よる精査等				
	5 行政目的を達成するために市が実施主体 となりえる事務・事業を、他団体が補完し て実施している事業に対し助成している もの	交付基準準拠		5 行政目的を達成するために市が実施主体 となりえる事務・事業を、他団体が補完し て実施している事業に対し助成している もの	交付基準準拠				
	6 上記のほか、補助金等交付基準に概ね適 合しており、助成の必要が認められるも の	交付基準準拠		6 上記のほか、補助金等交付基準に概ね適 合しており、助成の必要が認められるも の	交付基準準拠				
	1 団体運営費に対する助成(第2章3 (2)に規定する特例運営費助成は除 く。)	補助金等の終 期到来時に廃 止し、必要に 応じ事業費助 成を創設		1 団体運営費に対する助成(第2章3 (2)に規定する特例運営費助成は除 く。)	補助金等の終 期到来時に廃 止し、必要に 応じ事業費助 成を創設				
廃止	2 施策の浸透、普及等により、助成目的が 達成されたもの	廃止	廃止	2 施策の浸透、普及等により、助成目的が 達成されたもの	廃止				
	3 社会情勢等の変化により、助成の目的、 内容が適切でなくなり、事業効果が薄れ ているもの	廃止		3 社会情勢等の変化により、助成の目的、 内容が適切でなくなり、事業効果が薄れ ているもの	廃止				
	4 助成の目的が十分に達成されないなど事 業効果が乏しい又は成果が不明確なもの	廃止		4 助成の目的が十分に達成されないなど事 業効果が乏しい又は成果が不明確なもの	廃止				

	改 定 案				現行	
	5 事業目的が具体的かつ明確でないもの	廃止		5	事業目的が具体的かつ明確でないもの	廃止
	6 特例団体運営費助成 (廃止前の団体運営 費助成を含む。) において、団体の実質的 な繰越金等が助成額を超えるなど、団体 が明らかに自立しているもの	廃止		6	特例団体運営費助成(廃止前の団体運営 費助成を含む。)において、団体の実質的 な繰越金等が助成額を超えるなど、団体 が明らかに自立しているもの	廃止
	7 団体に対する助成のうち、助成額が5万 円以下の零細助成や、助成対象経費に占 める割合が5%以下の低率助成にあるも の	廃止		7	団体に対する助成のうち、助成額が5万円以下の零細助成や、助成対象経費に占める割合が5%以下の低率助成にあるもの	廃止
	8 補助金等交付基準に適合していないもの	廃止		8	補助金等交付基準に適合していないもの	廃止
廃止	1 補助金・交付金等の性格になじまないもの	実施主体の見 直し 委託料・報償費 等への変更	廃止	1	補助金・交付金等の性格になじまないもの	実施主体の見 直し 委託料・報償費 等への変更
4(費目変更	2 団体事業助成において、行政が実施主体 になるべきものであり、単に団体が行政 に代わって行っているもの、又はそうい った性格を強く有しているもの	実施主体の見 直し 委託料・報償費 等への変更	4 (費目変更	2	団体事業助成において、行政が実施主体 になるべきものであり、単に団体が行政 に代わって行っているもの、又はそうい った性格を強く有しているもの	実施主体の見 直し 委託料・報償費 等への変更
史)	3 助成率が 10分の 9~10 と高率なもの	実施主体の見 直し 委託料・報償費 等への変更	史)	3	助成率が 10 分の 9~10 と高率なもの	実施主体の見 直し 委託料・報償費 等への変更
	似の助成制度、委託事業があり、統合に	廃止統合(補 助金等とする 場合は交付基 準準拠)		1	補助金等交付基準に適合しているが、類似の助成制度、委託事業があり、統合により費用対効果の増加や事務軽減効果等が見込めるもの	廃止統合(補助金等とする 場合は交付基 準準拠)
統合	2 専ら単一団体等に助成するもので、当該 団体に対して類似の助成制度、委託事業 があるもの	廃止統合(補助金等とする場合は交付基準拠)	統合	2	専ら単一団体等に助成するもので、当該 団体に対して類似の助成制度、委託事業 があるもの	廃止統合(補助金等とする場合は交付基準準拠)
	3 団体に対する助成のうち、助成額が5万 円以下の零細助成や、助成対象経費に占 める割合が5%以下の低率助成にあるも の	廃止統合(交 付基準準拠)		3	団体に対する助成のうち、助成額が5万円以下の零細助成や、助成対象経費に占める割合が5%以下の低率助成にあるもの	廃止統合(交 付基準準拠)

改 定 案	現行
-------	----

※ 上記にかかわらず、予算編成方針等による市の一般財源削減率に準じて 一括削減を行う場合は、当該削減率を勘案して市長が定める率による削 減を行います。 ※ 上記にかかわらず、予算編成方針等による市の一般財源削減率に準じて 一括削減を行う場合は、当該削減率を勘案して市長が定める率による削 減を行います。

第3章 見直しの進め方

毎年度「補助金等見直し基準」に基づいて、すべての補助金等の点 検を行います。

また、定期見直し等により、所管部局及び審査機関で評価及び審査を行った補助金等については、その審査結果を十分に尊重して見直しを行うこととします。

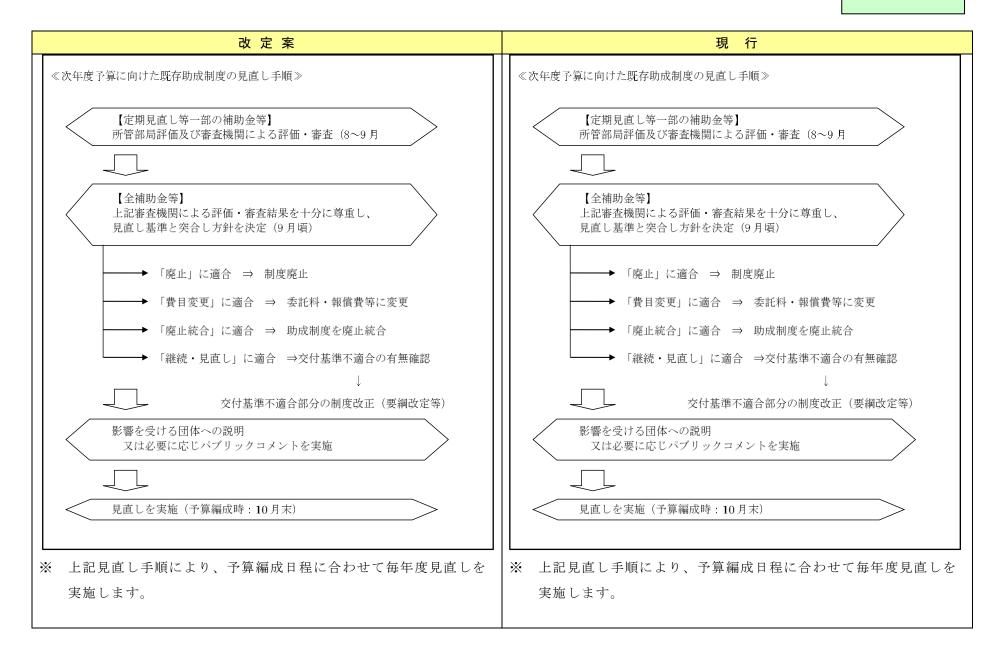
なお、個々の補助金等の見直しを実施するに当たっては、見直しの 影響を受ける市民や団体が限られる場合には当該市民で構成する団体 等に十分な説明を行い、また、市民生活に大きく影響する場合などに は、必要に応じてパブリックコメントを実施するなど市民の意見を聞 き、説明責任を果たすことに十分に留意しつつ推進することとしま す。

第3章 見直しの進め方

毎年度「補助金等見直し基準」に基づいて、すべての補助金等の点 検を行います。

また、定期見直し等により、所管部局及び審査機関で評価及び審査 を行った補助金等については、その審査結果を十分に尊重して見直し を行うこととします。

なお、個々の補助金等の見直しを実施するに当たっては、見直しの 影響を受ける市民や団体が限られる場合には当該市民で構成する団体 等に十分な説明を行い、また、市民生活に大きく影響する場合などに は、必要に応じてパブリックコメントを実施するなど市民の意見を聞 き、説明責任を果たすことに十分に留意しつつ推進することとしま す。



現 行

第4章 その他

1 その他の留意点

(1)補助金等の効果・成果の明確化

補助金等を評価するためには、その補助金等を交付した効果 (アウトプット) と成果 (アウトカム) を確認する必要があります。

したがって、評価を行う際には、原則として数値による評価指標 (効果指標・成果指標)を設定することとし、数値により指標を設 定できない場合でも、市民が理解できる合理的な測定指標を設定す ることにより、客観的な評価及び効果・成果の明確化を図ります。

なお、目標の設定が困難な事業もありえますが、目標を設定しないということは、評価すべき客体(目的・目標)を明確にできず効果及び成果の検証ができないということであり、その事業の公益性が担保されないということと同義と考えるべきであることから、可能な限り客観的な指標を設定することとします。

(2) 特定の団体に便宜を供与することについて

特定の団体のみに、市所有施設内への団体事務所の設置を行政財産使用の手続き等を経ずに許可したり、光熱水費、通信費の利用料や施設使用料の免除、消耗品の供与等を行ったり、又は同種の便宜をとるように他の部署・機関等に働きかけるなど、便宜を供与している状況があります。

このことは、市の一般経費を増加させ、提供している施設が使用 料を徴する施設であれば市が受けることができる利益を逸している

第4章 その他

1 その他の留意点

(1)補助金等の効果・成果の明確化

補助金等を評価するためには、その補助金等を交付した効果(アウトプット)と成果(アウトカム)を確認する必要があります。

したがって、評価を行う際には、原則として数値による評価指標 (効果指標・成果指標)を設定することとし、数値により指標を設 定できない場合でも、市民が理解できる合理的な測定指標を設定す ることにより、客観的な評価及び効果・成果の明確化を図ります。

なお、目標の設定が困難な事業もありえますが、目標を設定しないということは、評価すべき客体(目的・目標)を明確にできず効果及び成果の検証ができないということであり、その事業の公益性が担保されないということと同義と考えるべきであることから、可能な限り客観的な指標を設定することとします。

(2) 特定の団体に便宜を供与することについて

特定の団体のみに、市所有施設内への団体事務所の設置を行政財産使用の手続き等を経ずに許可したり、光熱水費、通信費の利用料や施設使用料の免除、消耗品の供与等を行ったり、又は同種の便宜をとるように他の部署・機関等に働きかけるなど、便宜を供与している状況があります。

このことは、市の一般経費を増加させ、提供している施設が使用 料を徴する施設であれば市が受けることができる利益を挽している

現行

ということであり、また他団体との公平性の確保の面からも不適切 であることから、早急に所要の手続きを取るなど、適切かつ公平性 を保てる運営となるよう是正します。

(3) 財源の確保について

新規の補助制度の創設及び既存の補助制度の拡充をしようとする 場合、原則、国府補助金等の活用の検討を行い、できる限りの財源 確保を行うこととします。

また、国府補助金等の財源を基とした補助制度について、国府補助金等が廃止・抑制等となった場合は、合わせて補助制度を見直すこととします。

なお、既存の補助制度についても、国府補助金等の対象となるよ う補助制度の見直しも含めできる限りの財源確保に努めることとし ます。

2 本基本方針の見直し

本方針は、<u>見直しが必要と判断した場合には、その都度、柔軟に見</u> 直しを行うこととします。

なお、直近の見直し後、概ね4年が経過するまでの間に、方針の見 直しを行わなかった場合は、見直しの必要性の有無を含めた検討を行 うこととします。

附 則(平成24年9月1日)

この指針は、平成24年9月1日から施行する。

ということであり、また他団体との公平性の確保の面からも不適切であることから、早急に所要の手続きを取るなど、適切かつ公平性を保てる運営となるよう是正します。

2 本基本方針の見直し

本方針は<u>、第4次大綱の取組期間の満了に合わせて見直しを行うこ</u>ととします。

 ただし、見直しが必要であると判断した場合には、

 その都度、柔軟に見直し
 を行う

こととします。

附 則(平成24年9月1日) この指針は、平成24年9月1日から施行する。

改 定 案	現行			
附 則(平27年3月24日)	附 則(平27年3月24日)			
この指針は、平成27年4月1日から施行する。	この指針は、平成27年4月1日から施行する。			
附 則(平成29年11月13日)	附 則(平成29年11月13日)			
 この指針は、平成29年11月13日から施行する。	 この指針は、平成29年11月13日から施行する。			
附 則(令和3年3月23日)	 附 則(令和3年3月23日)			
この指針は、令和3年4月1日から施行する。	この指針は、令和3年4月1日から施行する。			
附 則(令和7年3月●●日)				
この指針は、令和7年4月1日から施行する。				
別表				
【本基本方針における用語定義】	本基本方針における用語定義】			
市の裁量で見直しができる補助金、交付金、利子補給金、その他	市の裁量で見直しができる補助金、交付金、利子補給金、その他			
補 助 金 等 給付金で相当の反対給付を受けないもの(歳出予算科目「第 18	補助金等 給付金で相当の反対給付を受けないもの(歳出予算科目「第 18			
節 負担金、補助及び交付金」のうち負担金を除くもの。)。	節 負担金、補助及び交付金」のうち負担金を除くもの。)。			
補 助 金 特定の事業、研究、団体等を育成、助長するために、市が公益上	補 助 金 特定の事業、研究、団体等を育成、助長するために、市が公益上			
必要と認めた場合に対価なくして支出するもの。	必要と認めた場合に対価なくして支出するもの。			
一交 付 金 団体等に対し、市の事務を委託している場合において当該事務 処理の報酬として一方的に交付するもの。				
資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために、当該	資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために、当該			
利子補給金 融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、市が相当	利子補給金 融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、市が相当			
の反対給付を受けないで給付する給付金	の反対給付を受けないで給付する給付金			
複数の市民等により構成された、目的や構成員等を定める規約	複数の市民等により構成された、目的や構成員等を定める規約			
等を有する組織。法人格の有無を問わない。	等を有する組織。法人格の有無を問わない。			
個 人 自然人を指す。補助金等の目的等により法人も含む(商工業者等)。	個 人 自然人を指す。補助金等の目的等により法人も含む(商工業者等)。			
事 業 費 個人や団体が、特定の事業を行うために要する経費	事 業 費 個人や団体が、特定の事業を行うために要する経費			
団体を維持するための内部事務に係る人件費や事務費、団体の	団体を維持するための内部事務に係る人件費や事務費、団体の			
団 体 運 営 費 事務所を維持するための諸経費等 (団体が行う特定の事業に要	団体運営費 事務所を維持するための諸経費等(団体が行う特定の事業に要			
する経費を除く。)	する経費を除く。)			

改 定 案		現行			
事業費助成	個人や団体が特定の公益性のある事業を行うための経費を支援 し、又は政策的誘導のために市民等の負担に対して市が支援す るなど、事業経費や市民等の負担額を対象に補助金等により助 成を行うこと。	事業費助成	個人や団体が特定の公益性のある事業を行うための経費を支援 し、又は政策的誘導のために市民等の負担に対して市が支援す るなど、事業経費や市民等の負担額を対象に補助金等により助 成を行うこと。		
団体運営費助 成	団体運営費を対象に補助金等により助成を行うこと。同一助成制度で団体運営費と事業費の別なく両方を対象に助成を行うこと(混合助成)を含む。	団体運営費助 成	団体運営費を対象に補助金等により助成を行うこと。同一助成制度で団体運営費と事業費の別なく両方を対象に助成を行うこと(混合助成)を含む。		
特例運営費助成	団体が実施する事業の公益性が極めて高く、団体の活動の受益者が市の全域に及ぶなど、一定の条件(P5【団体運営費助成継続条件】を参照)に該当する助成であって、団体運営費助成を当面の間継続するもの。	特例運営費助成	団体が実施する事業の公益性が極めて高く、団体の活動の受益者が市の全域に及ぶなど、一定の条件(P3【団体運営費助成継続条件】を参照)に該当する助成であって、団体運営費助成を当面の間継続するもの。		
企画公募型補助金	事業実施者が自ら企画して実施する事業を、一定の市が示す条件の下で公募し、審査によりその公益性や必需性等を市が認めて助成する補助金制度(例:京丹後市地域活性化推進事業補助金)	企画公募型補助金	事業実施者が自ら企画して実施する事業を、一定の市が示す条件の下で公募し、審査によりその公益性や必需性等を市が認めて助成する補助金制度(例: <u>市民力活性化支援事業補助金</u>)		
公募型補助金	特定の者を対象に助成するのではなく、補助対象事業の実施者 を公募により広く募集する補助金	公募型補助金	特定の者を対象に助成するのではなく、補助対象事業の実施者 を公募により広く募集する補助金		
定期見直し方式	定期的に、当該補助金等の所管部局及び審査機関等により、成果 や運用状況等を評価・審査して、継続、廃止等を決める仕組み	定期見直し方式	定期的に、当該補助金等の所管部局及び審査機関等により、成果 や運用状況等を評価・審査して、継続、廃止等を決める仕組み		
サンセット方式	助成制度の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で、原則として廃止する仕組み	サンセット方式	助成制度の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で、原則として廃止する仕組み		
零細助成	助成申請1件当たりの助成額が低額な助成。本基本方針においては5万円以下の助成を指す。	零 細 助 成	助成申請1件当たりの助成額が低額な助成。本基本方針においては5万円以下の助成を指す。		
低 率 助 成	助成対象事業にかかる経費に対し、補助金等交付額の充当割合 が極めて低い助成。本基本方針においては充当割合5%以下の 助成を指す。	低 率 助 成	助成対象事業にかかる経費に対し、補助金等交付額の充当割合 が極めて低い助成。本基本方針においては充当割合5%以下の 助成を指す。		
定額助成	助成額を、助成対象件数等に規定の助成単価を掛けて算出する 助成。助成額が予算により固定されている助成(固定額助成)は 含まない。	定額助成	助成額を、助成対象件数等に規定の助成単価を掛けて算出する 助成。助成額が予算により固定されている助成(固定額助成) は含まない。		
実質的な繰越金 ・余剰金	決算における次年度会計への繰越金、剰余金、特定の積立目的が 無い基金への積立金、期末時点での預貯金など、当該資金が無く	実質的な繰越金・余剰金	決算における次年度会計への繰越金、剰余金、特定の積立目的 が無い基金への積立金、期末時点での預貯金など、当該資金が		

改 定 案			現行		
	ても当該年度の事業の実施が可能であったと考えられる余剰資 金			無くても当該年度の事業の実施が可能であったと考えられる余 剰資金	
効果(指標)・ アウトプット(指標)	事業を実施することによって直接発生した成果物・事業実施量。 (例)産業活性化補助金:補助金を活用した事業所数や事業数、 補助対象事業で整備した成果品の数、 イベント参加者数、対象事業での販売 金額など 環境保全補助金:パトロール実施回数、イベント参加者数や 回収ごみ量など		効果(指標)・ アウトプット(指標)	事業を実施することによって直接発生した成果物・事業実施量。 (例)産業活性化補助金:補助金を活用した事業所数や事業数、 補助対象事業で整備した成果品の数、 イベント参加者数、対象事業での販売 金額など 環境保全補助金:パトロール実施回数、イベント参加者数や 回収ごみ量など	
成果(指標)・ アウトカム(指標)	施策・事業の実施により発生する社会的な成果 (例)産業活性化補助金:年間総売上額の上昇額、生産者一人当たり出荷額の上昇額、就業者の増加数、失業率の減少率など環境保全補助金:不法投棄認知数の減少数、水質改善数値、リサイクル率の上昇数など		成果(指標)・ アウトカム(指標)	施策・事業の実施により発生する社会的な成果 (例)産業活性化補助金:年間総売上額の上昇額、生産者一人当たり出荷額の上昇額、就業者の増加数、失業率の減少率など環境保全補助金:不法投棄認知数の減少数、水質改善数値、リサイクル率の上昇数など	